

広島県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和八年四月二日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町川小田字苅蔵一〇〇七六番三八地先から 山県郡北広島町川小田字苅蔵一〇〇七五番七五地先まで		八・四〇〇 二・四〇〇	一八五・〇〇		
	一〇〇・六〇〇 三〇・四〇〇		一八五・〇〇		拡幅